

航空事故調査報告書
ホームビルト三河式HA-500型超軽量動力機
和歌山県和歌山市小豆島
昭和61年9月12日

昭和62年12月23日
航空事故調査委員会議決

| | | |
|-------|-----|-----|
| 委 員 長 | 武 田 | 峻 |
| 委 員 | 薄 木 | 正 明 |
| 委 員 | 西 村 | 淳 |
| 委 員 | 東 | 昭 |
| 委 員 | 竹 内 | 和 之 |

1 航空事故調査の経過

1.1 航空事故の概要

ホームビルト三河式 HA-500型超軽量動力機は、昭和61年9月12日07時30分ごろ、和歌山県和歌山市小豆島の市営グランドにおいて地上滑走練習中、浮揚して約300メートル飛行後、紀ノ川に墜落し水没した。

同機には、操縦者のみが搭乗していたが、死傷はなかった。

同機は、中破した。

1.2 航空事故調査の概要

1.2.1 事故の通知及び調査組織

航空事故調査委員会は、昭和61年9月12日、運輸大臣から事故発生の通報を受け、当

562001

該事故の調査を担当する主管調査官を指名した。

1.2.2 調査の実施時期

昭和61年9月13日～14日

現場調査

1.2.3 原因関係者からの意見聴取

意見聴取を行った。

2 認定した事実

2.1 飛行の経過

ホームビルト三河式 HA-500型超軽量動力機は、昭和61年9月12日早朝、和歌山県和歌山市小豆島(紀ノ川中州)の市営グランドにおいて、練習のため地上滑走の予定であった。

操縦者の口述によれば、同機は、操縦者により組み立てられた後、同グランド内を西から東に向かって数往復の地上滑走を行ったが、異常は認められなかった。

その後、同機は、機首上げ操作(前輪のみを浮かせる操作)を含む地上滑走を2往復行い、引き続き同グランド西端から地上滑走を開始し、約85メートル滑走して機首上げ姿勢となつた直後に浮揚した。

操縦者は、同機が思いがけなく浮揚したため、あわてているうちに前方に野球用バックネットが見えたので、これを回避するためスロットル・レバーを全開にするとともに操縦桿を手前に引き、同機は上昇して高さ約4メートルの同バックネットを越えた。

その後、操縦者は、同レバーを少し戻し紀ノ川上空に出たが、前方に国道が見えたので左旋回しようと思い、操縦桿を左に倒したところ、同機は左に偏向するとともに高度が低下して、左主翼下げ状態で紀ノ川に墜落したことである。

目撃者によれば、同機は、浮揚後高度約2メートルで飛行し、上昇してバックネットをすれすれに飛び越えた後、川岸の茂みを過ぎた辺りから見えなくなったとのことである。

同機は、機首から接水して前転し、背面姿勢となって紀ノ川中央付近に水没した。

操縦者は、座席ベルトを外し自力で脱出した。

事故発生時刻は、07時30分ごろであった。

2.2 人の死亡、行方不明及び負傷

なし

562002

2.3 航空機の損壊に関する情報

2.3.1 損壊の程度

中 破

2.3.2 航空機各部の損壊の状況

損壊の主なものは、次のとおりであった。

| | |
|------|--------------|
| 胴 体 | キール・パイプ中央部変形 |
| プロペラ | ブレード 2枚破断 |

2.4 航空機以外の物件の損壊に関する情報

な し

2.5 乗組員に関する情報

操縦者 男 性 36歳

口述によれば、事故当日まで地上滑走及び飛行経験はないとのことである。

2.6 航空機に関する情報

2.6.1 航空機

| | |
|-------|-----------------------------|
| 型 式 | ホームビルト三河式 HA-500型超軽量動力機(単座) |
| 総飛行時間 | 約33時間 |

2.6.2 エンジン

| | |
|-----|--------------|
| 型 式 | ロータックス式377型 |
| 燃 料 | 混合燃料(40 : 1) |

2.7 気象に関する情報

事故現場の西南西約6.5キロメートルに位置する和歌山地方気象台の気象観測値は、次のとおりであった。

07時00分 風向 東北東 風速2.7メートル／秒 気温 21.9度 C

08時00分 風向 北北東 風速1.2メートル／秒 気温 22.2度 C

なお、操縦者によれば、事故当時における現場付近の天気は曇り時々雨、風向はほぼ北であったとのことである。

562003

3 事実を認定した理由

3.1 解析

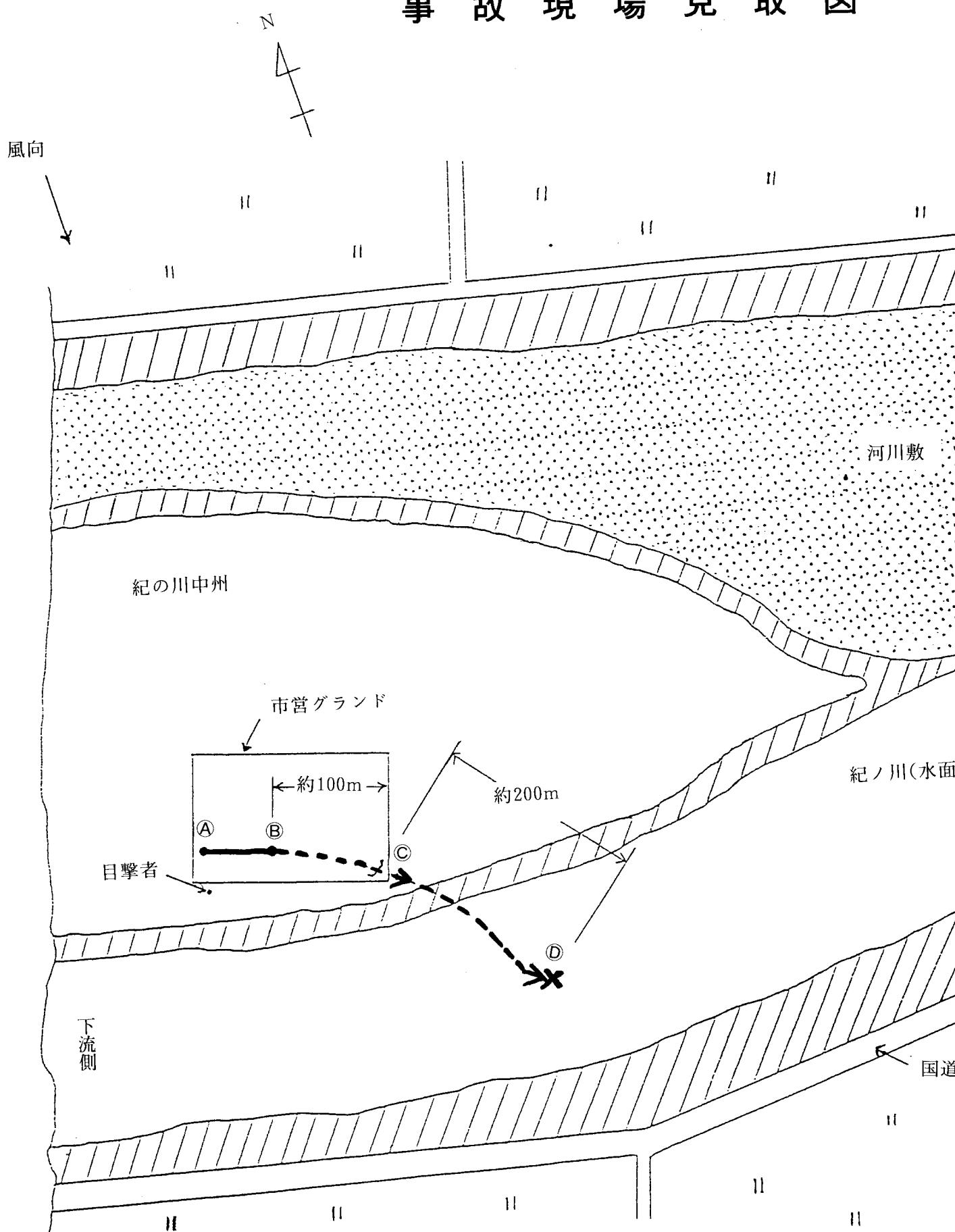
- 3.1.1 同機は、調査の結果及び操縦者の口述から、事故発生まで異常はなかったものと推定される。
- 3.1.2 事故当時の気象は、直接事故原因に関連はなかったものと推定される。
- 3.1.3 操縦者が本機を含めて航空機の地上滑走を行ったのは事故当日が初めてであり、同機は、操縦者の高速の地上滑走中における機首上げ操作に適切さを欠いたために浮揚したものと推定される。
- 3.1.4 同機は、バックネットを越えた後、当時の北の風に流されるように飛行して左主翼下げ状態で紀ノ川に墜落しているが、これは飛行経験のない操縦者が操縦を行えなかったことによるものと推定される。

4 原因

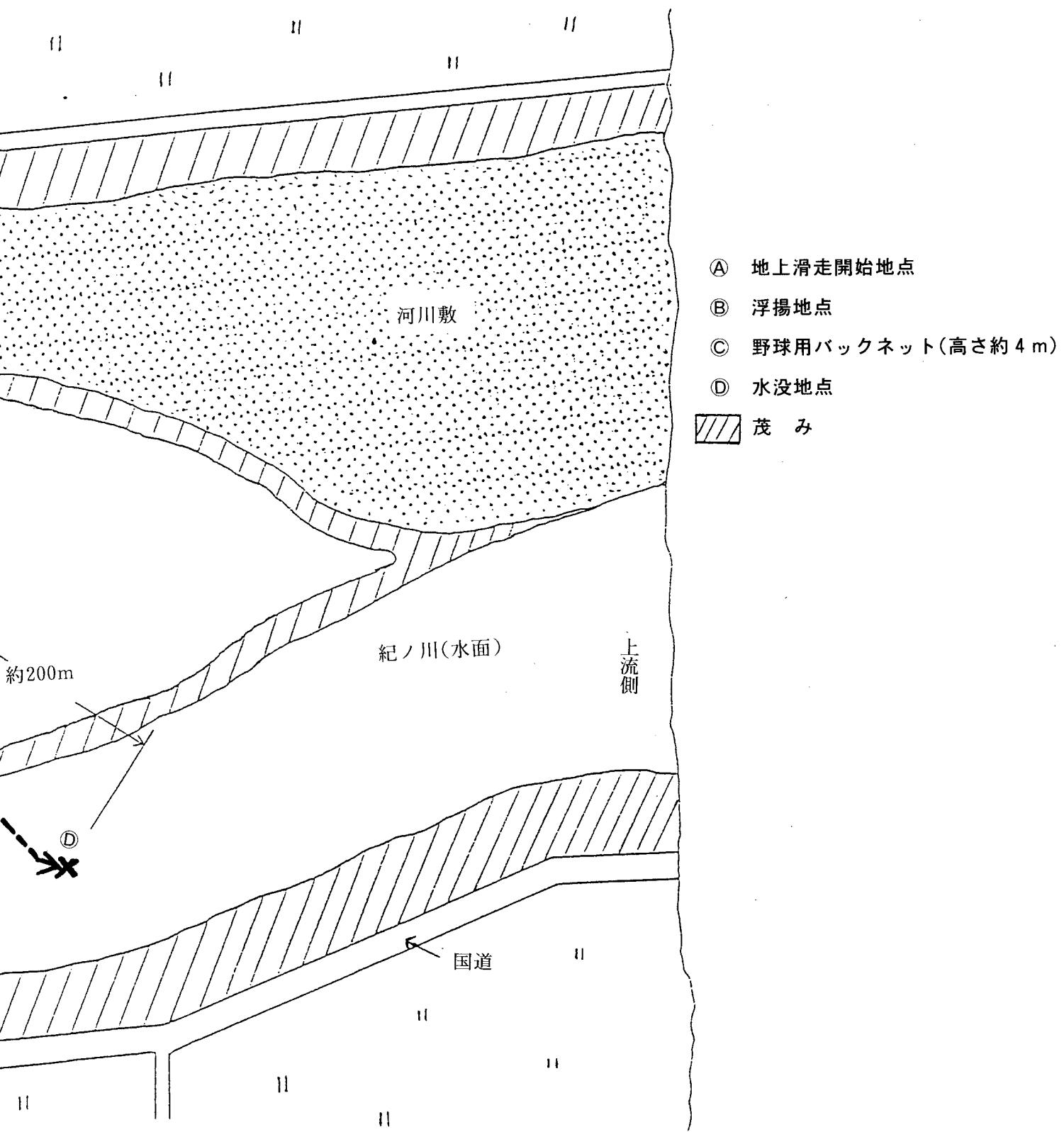
本事故の原因は、地上滑走練習中、同機が浮揚し、飛行経験のない操縦者が操縦を行えなかったことによるものと推定される。

562004

事故現場見取図

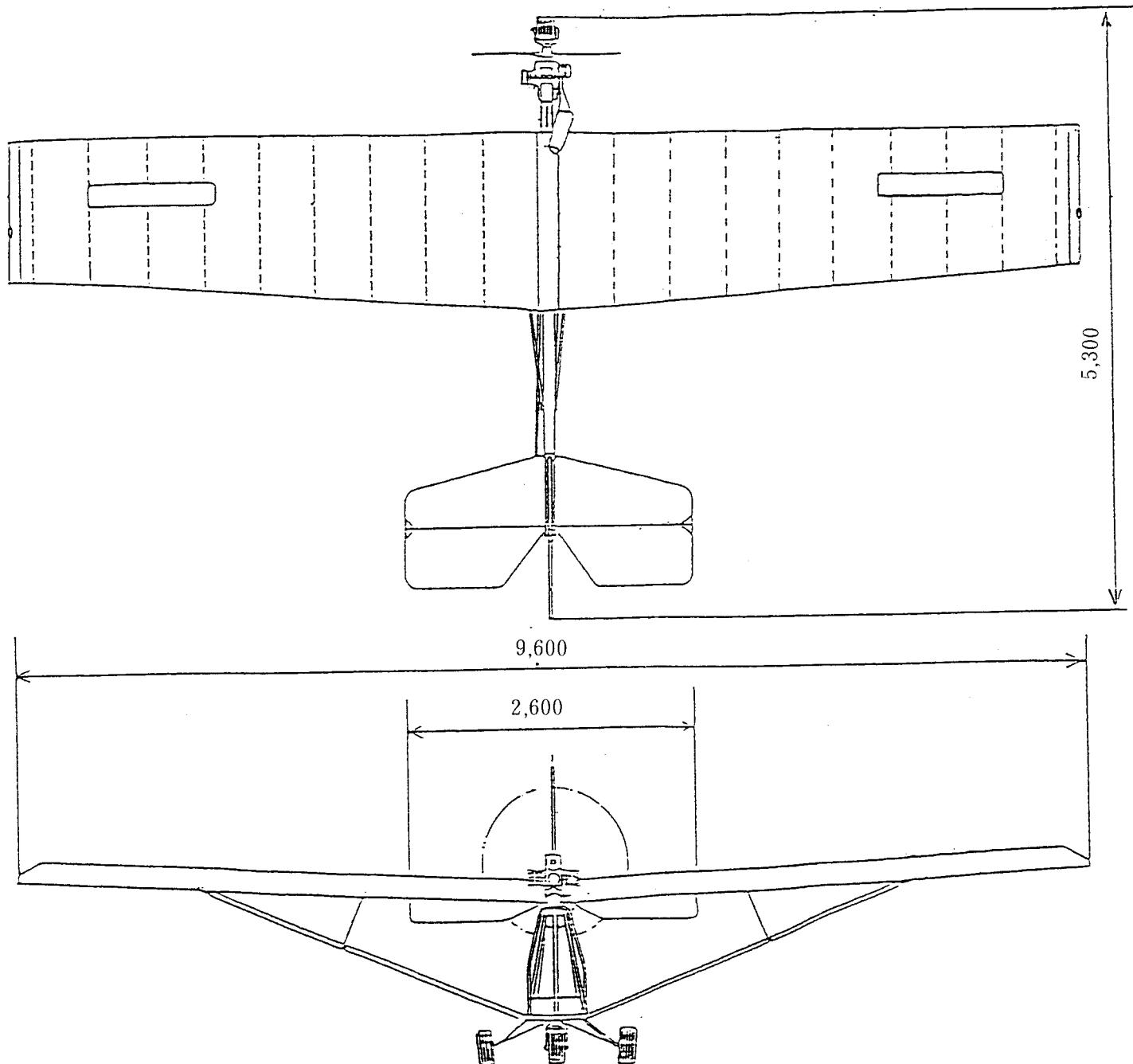


付図 1



562005-2

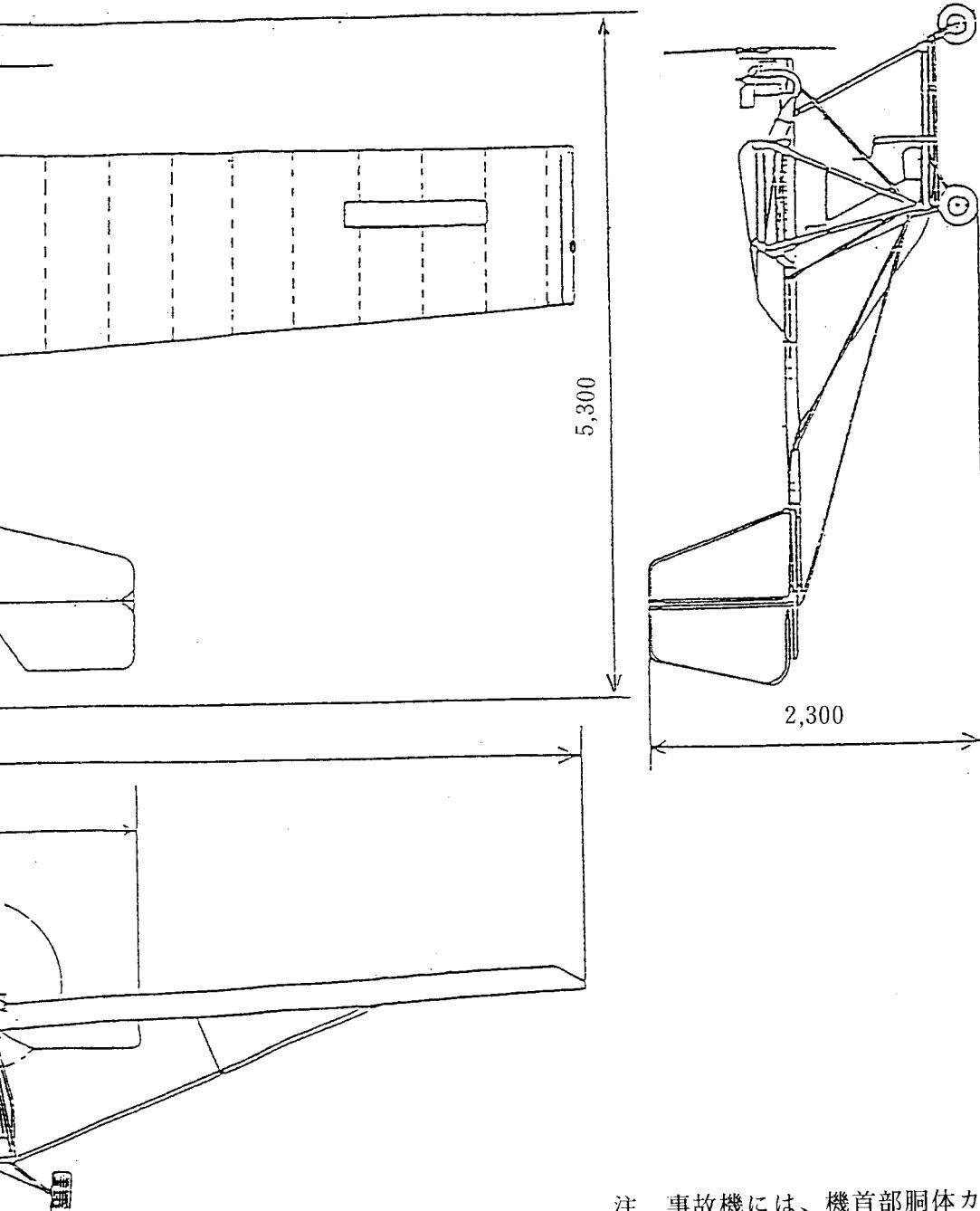
ホームビルト三河式 HA-500型 超軽量動力機



562006-1

(参考図)

単位：ミリメートル



注 事故機には、機首部胴体カバーが装着されていた。

562006-2